

指定居宅介護支援事業所 管理者様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。  
標記について、福岡県介護保険課の照会に対する厚生労働省からの回答を踏まえ、本市の取り扱いを下記のとおり変更しますので通知します。

記

## 1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

### 【変更前】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に 含まれる。

↓

### 【変更後】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に 含まれない。

## 2 留意事項

新たに特定事業所加算を算定する場合には、上記の人員配置要件を確認の上、届出をしてください。

現在加算を算定している事業所のうち、本通知により人員配置要件を満たさなくなる事業所は、下表に従って届出等を行ってください。

配置要件の充足	必要な届出	期日
管理者が主任介護支援専門員取得	なし	令和 2 年 9 月 30 日までに要件を充足してください。 変更届は <u>変更後 10 日以内</u> に提出してください。
管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所内の配置換え）	管理者の変更 （変更届 *）	
常勤かつ専従の介護支援専門員の増員	介護支援専門員の増員 （変更届）	
上記の方法により令和 2 年 9 月 30 日までに配置要件を満たさない見込みである場合	特定事業所加算取下げ （加算届）	<u>速やかに</u> 届出してください。
	特定事業所加算の下位区分への変更 （加算届）	

\* 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」については、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。  
（老企第 36 号 第 3 の 11）

- ※ 特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所の場合のみ変更があります。  
特定事業所加算を算定しない居宅介護支援事業所の場合は変更がありません。
- ※ 従来どおり、人員や運営に関する基準省令においては、令和3年3月31日までの間は、管理者と介護支援専門員の兼務はできます。  
ただし、特定事業所加算の算定については、管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、常勤かつ専従の介護支援専門員の1名としてカウントできません。
- ※ 令和2年9月30日以降、特定事業所加算で求められる人員配置を満たしていないにもかかわらず、加算を請求している場合には、指導等の対象となりますのでご注意ください。
- ※ 本市への変更届等については、下記 URL より必要な書類をご用意ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/jigyousyasido/health/00/05/5-010302.html#henkou>

**【問い合わせ先】**

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課在宅指導係  
TEL:092-711-4257 FAX:092-726-3328